

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百五十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表4から6まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

科目

別表第三						
部道府県	病	院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	調整額和係数
(附)						
33072	胆除	胆除	胆除	胆除	胆除	胆除
33080	北海道	岩見沢市立総合病院	1.0451	0.0762	0.0223	0.0000
(附)						

科目

別表第三						
部道府県	病	院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	調整額和係数
(附)						
33072	北海道	道庁行政法人岩見沢健康総合機構北海道中央労務病院	1.0451	0.0883	0.0186	0.0000
33080	北海道	岩見沢市立総合病院	1.0451	0.0762	0.0304	0.0000
(附)						